

## 福井県立大学 人権侵害の防止等に関する宣言（人権ポリシー）

### □ 宣言

福井県立大学は、真理追求の場としての大学において、いかなる人権侵害行為も許さず、誰もが人権を尊重され、教育研究、学業および業務に専念できる環境の確保に積極的に取り組むことをここに宣言する。

### □ 基本理念

役員、教員、事務職員および学生、院生等（以下「教職員・学生等」という）や大学関係者等は、それぞれ一人の人間として、その人権が最大限に尊重されなければならない。また、教職員・学生等が、その人格と自由を尊重されることは、それぞれの能力を十分に発揮する機会が保障されることであり、それは、先端的な教育研究という大学の役割を果たすために、不可欠の条件でもある。

性差別にあたるセクシュアル・ハラスメントはもとより、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントやその他の人権侵害行為は、被害者の人格の発展と能力の発揮を妨げるだけでなく、被害者に対して、深刻な身体的および精神的被害を与え、時として被害者を大学から不当に排除することにもつながる行為であり、決して許されない。

### □ 大学および教職員・学生等の責務

大学は、上記の基本理念にのっとり、誰もが人権を尊重される良好な教育研究、就学および職場環境の確保のため、人権尊重の啓発と人権侵害の防止に組織をあげて取り組むものとする。また、ハラスメント等に厳正に対処するとともに、学外の組織や専門家とも協力して、被害者の救済とその権利回復に努めることも大学の責務である。

教職員・学生等は、互いの人格を尊重し、その人権を侵害する行為を行ってはならない。とりわけ、教育研究や業務について指導的な立場にある者は、つねに相手の立場や気持ちに配慮して、人権侵害にあたる行為を行わないよう注意しなければならない。

また、教職員・学生等は、人権侵害の被害を訴える者の声に耳を傾け、被害の内容や被害者の心の内を理解するよう努め、被害者の保護と二次被害の防止を図らなければならない。人権侵害の被害を軽視したり、被害者の訴えをもみ消すことも、人権侵害またはそれを手助けする行為であり、許されてはならない。

### □ 人権侵害行為

・人権を侵害する行為とは、次の行為をいう。

#### ○セクシュアル・ハラスメント

他人に不当な不利益や身体的または精神的苦痛を与える性的な言動。

#### ○アカデミック・ハラスメント

教育研究上の優越的な地位を利用して、他人に不当な不利益や身体的または精神的苦痛を与える行為。

#### ○パワー・ハラスメント

業務における優越的な地位を利用し、他人に不当な不利益や身体的または精神的苦痛を与える行為。

#### ○その他の人権侵害

人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病または性的指向による差別など基本的人権を侵害する行為。